

資料提供

令和4年(2022年)3月15日

報道関係者各位

茨城県県民生活環境部
廃棄物規制課不法投棄対策室
(担当：室長補佐・須藤 029-301-3033)

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく行政処分について

このことについて、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

記

埋立て等を行う者 (事業者)	株式会社オリエントファーム 千葉県千葉市中央区中央二丁目8番5号
許可年月日 及び番号	令和2年(2020年)4月28日 廃対指令第54号
埋立て等区域	取手市新川791-2 外270筆に係る259,746.84㎡
処分年月日	令和4年(2022年)3月14日
処分内容	条例第6条第1項に基づく上記埋立て等の許可を、条例第17条第1項の規定により取り消す。
処分理由	本件事業者が、埋立て等区域拡張の変更許可を得ずに、埋立て等区域に隣接する土地の埋立て等を行ったため。 (条例第17条第1項第2号該当)